

業務委託仕様書

1. 業務概要等

1. 業務名

舞台付きレストラン（仮称）の基本計画策定に係るアドバイザリー業務

2. 目的

令和 7 年 9 月 24 日に一部改定された「国立劇場の再整備に係る整備計画（令和 2 年 7 月 14 日「国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム」策定。）」において、「伝統芸能と食文化などを組み合わせて体験できるようなイベントスペースの新設」が示されたことを踏まえ、令和 8 年 3 月 31 日に入札公告を行った「国立劇場再整備等事業」（以下「再整備等事業」という。）では、「舞台付きレストラン（仮称）」（以下「舞台付きレストラン」という。）の整備が盛り込まれた（内装、建築設備、舞台設備、家具、什器、備品、調理設備の整備を除く。）。

舞台付きレストランは、レストラン、ショップ、カフェ等を一体的に配置して、これまで主に観劇客のみを対象としていたこれらのサービスを、新たな国立劇場を訪れるあらゆる人に提供するとともに、伝統芸能を含む様々なジャンルの日本文化に触れて楽しむことができる施設である。具体的には、質の高い飲食サービスと空間により観劇体験の価値を高めるとともに、これまで来場経験がない人々が伝統芸能に気軽に触れ、楽しむことで、伝統芸能への入口となることを目指す。

本業務は、舞台付きレストランについて、サービスの質と事業性を両立し、長期にわたり持続可能な事業運営を実現するための基本計画の策定に際し、民間事業者の創意工夫やノウハウの積極的な活用による施設整備及び維持管理・運営手法の導入可能性を調査・検討して条件を整理するとともに、舞台付きレストランの基本計画策定に係る支援を行うアドバイザリー業務である。

3. 適用範囲

本仕様書は、舞台付きレストランの基本計画の策定に際し、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が行う一連の業務を支援する業務について適用する。

4. 履行期限

令和 10 年 3 月 31 日（金）

5. 業務遂行体制

受託者は、本業務を遂行するにあたって、振興会の意図及び目的を十分理解した上で、

業務内容に精通した者を定め、かつ適正な人員を配置しなければならない。また、企画提案時に提案した人員を配置しなければならない。

6. 業務指示及び監督

本業務の実施にあたっては、関連法令等、業務委託契約書及び本仕様書を遵守するとともに、振興会と常に密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。

7. 施設の概要

(1) 基本的な考え方

- ① 大劇場、小劇場、演芸場の観劇客に対する観劇前後や休憩中の飲食提供を行うとともに、観劇チケットを持たない一般の来場者等でも飲食とともに伝統芸能を含む様々なジャンルの日本文化に触れて楽しむことができる施設とする。
- ② 国立劇場のグランドロビー（各劇場のホワイエを一つにつなぎ、普及発信の各室へと至る動線の中心となる共有空間をいう。）に接して配置する。
- ③ 伝統芸能のほか、音楽、演劇、舞踊、映像など様々なジャンルを扱う予定であり、舞台内容に応じては客席のレイアウト変更も想定する。ただし騒音・振動・臭い等が大劇場、小劇場、演芸場で行う公演や近隣に対して支障がないものとする。
- ④ 面積は 1,900 m²程度とする（専用の設備関係諸室を含む。）。

(2) 各室の配置・機能（面積は現時点での想定）

1) 客室 680 m²（小舞台を含む。）

- ① 空間の大きさは、平面：15～20m×20～25m程度、天井高：7m程度とし、平土間とする。
- ② 舞台は固定せず、客席の一方あるいは中央など様々な位置に設置が可能な可変性をもつものとする。
- ③ 2層吹抜けの空間とし、3方（あるいは4方）を囲んで2階席を配置する。
- ④ 客室部分の収容人員は 200～250 人程度（着席）、900 人程度（立見含む。）とする。

2) 付属諸室

- ① 厨房 200 m²
- ② 楽屋 60 m²
- ③ 事務室 200 m²
- ④ 倉庫 80 m²
- ⑤ その他（エントランスホール、トイレ、通路、専用設備室ほか）

エントランスホールには、カフェ、ショップ、移動型店舗を一体的に配置し、グランドロビーからアクセスできるようにする。

(3) 整備範囲

1) 「舞台付きレストラン」事業での整備範囲

- ① 内装、建築設備、舞台設備、家具、什器、備品、調理設備の整備。
- ② 舞台付きレストラン内各所から第一桟接続までの排水配管（グリーストラップ含む。）の整備。

2) 「再整備等事業」での整備範囲

- ① 国立劇場の中での配置・動線・構造計画等による躯体工事（外装を含む。）、躯体工事が必要となる貫通孔等や配線・配管スペース・ルートの確保。
- ② 舞台付きレストラン専用の設備関係諸室（電気室、機械室、設備設置スペース等）の配置、躯体工事。
- ③ 供給系インフラについて舞台付きレストランに係る計量メーター又は盤類の一次側（接続含む。）までの整備。
- ④ 第一桟以降の排水配管の整備。

※「再整備等事業」における舞台付きレストランに係る要求水準は公表されている入札説明書等を参照すること。

8. 資料収集

業務に必要な資料の収集及び解説は、原則として受託者が行うものとし、振興会は業務の遂行に協力する。

なお、「再整備等事業」の入札説明書等については、以下の振興会ホームページにおいて公表している。

独立行政法人日本芸術文化振興会ホームページ

<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/redevelopment/>

9. 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

10. 接触及び応募等の制限

現在、「再整備等事業」の入札手続き中であるため、「再整備等事業」の応募者（構成員、協力企業を含む。）との接触等を禁じるほか、「再整備等事業」への参加を表明している（あるいは参加を予定している）事業者（構成員、協力企業を含む。）は、本業務を受注できない。また、本業務の受託者（再委託先を含む。）は、「再整備等事業」に応募できない。

11. 疑義

受託者は、疑義が生じた場合には、その都度速やかに振興会と協議の上、その指示に従うものとする。

12. 業務に対する責任の範囲

受託者は本業務完了後であっても、成果品の引渡しの日から1年以内に本業務内容又は成果品に瑕疵が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。なお、これに要する経費は、受託者の負担とする。

13. 成果品の帰属に対する責任の範囲

本件業務の過程で生じた著作物（成果品を含むが、これらに限られない。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を含む一切の知的財産権及び所有権は、振興会に帰属するものとし、振興会が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

受託者は振興会及び振興会の指定する第三者に対して、著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、公表権を含む。）を行使しないものとする。

14. 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について専門的知見又は技術を要する場合は、あらかじめ振興会の書面による承認を得た上で再委託することができる。なお、再々委託は認めないものとし、再委託を行う場合であっても、本業務の履行に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

II. 業務内容

受託者は下記業務を遂行し、関連する諸課題に関して振興会の求めに応じて助言、提言を行うほか、振興会が行う関連書類・文書の作成を支援する。

1. 舞台付きレストラン基本計画案の作成支援

（1）PPP/PFI 導入可能性調査

1) 事業手法及び発注手法の検討

① 事業手法、発注手法、事業期間、業務範囲、リスク分担の整理

2) サウンディング

① 民間事業者の参入意向及び事業性を高める参入条件についてヒアリングを含めた調査実施（事業への参加意欲、事業手法の実現性、業務範囲及び業務内容、事業スケジュール、リスク分担、施設条件、本事業に関する提案・要望等）

② サウンディング対象には、飲食事業者及びコンテンツ事業者を必ず含め、イベント事業者やインバウンド事業者等も適宜含めること。

3) 事業手法評価

① サウンディングの結果を踏まえた複数の事業手法についての比較検討

- ② 概算事業収支分析、施設整備費、維持管理費、管理・運営費、運営収支など必要な費用・収入の試算を行い、前提条件を変動させた場合の事業性の検討を行う。振興会の負担額及び収入額の試算を含む。

③ VFM 試算

※運營業務の事業期間は現時点で 10 年以上 20 年以下を想定している

(2) 設計と条件の整理

事業手法や運営事業者が未定であること、また、配置・躯体は「再整備等事業」の落札者による事業提案に大きく影響を受けることに留意すること。なお、本項における設計と条件の整理は、舞台付きレストランの基本計画案の作成に必要な条件を整理するものであり、建築、設備、舞台設備等に係る詳細設計、図面作成、数量積算その他設計業務そのものを求めるものではない。

1) 舞台付きレストラン（仮称）の整備方針

必要諸室及び面積、並びにその関係性について整理を行い、新たな国立劇場における役割や機能分担を含めて施設整備方針の検討を行う。

2) 設計と条件の検討

サウンディング結果を踏まえ、必要となる舞台付きレストランの設計と条件について以下の事項を整理する。

- ① 必要諸室の構成・相互関係、機能別面積等の策定等
- ② 電気設備、空調・換気設備、給排水衛生設備（厨房設備を含む。）、舞台関係設備（舞台照明、舞台音響、舞台設備）に関する基本的条件及び要求性能の整理
- ③ 機器及び設備に関する整備方針及び必要機能の整理
- ④ コスト計画（サウンディング結果及び類似事例等を踏まえた事業費水準の整理）

(3) 基本計画案の取りまとめ

1) 以下の観点から事業実施条件の整理

- ① 飲食サービスの質と事業性を両立し、長期にわたり持続可能な事業運営を実現するための条件
- ② 民間事業者の参入を容易なものとするとともに、その創意工夫を活かした収益力の向上を図ることを可能とするための条件

2) 基本計画案の作成支援

本業務での検討を踏まえ、舞台付きレストランの管理・運営のあり方、施設整備条件、事業手法、スケジュール等についてまとめた基本計画案を作成する。なお、基本計画の記載項目としては、下記の項目を想定しているが、発注者と受託者との協議により決定する。

ア はじめに

イ 基本理念（振興会で素案を作成）

事業の背景と経緯、伝統芸能をめぐる現状、基本理念、基本方針

- ウ 事業概要（振興会で素案を作成）
想定する事業、関係する計画等
- エ 事業の進め方
基本的な考え方、事業手法
- オ 運営のあり方
基本的な考え方、民間事業者を求める役割
- カ 施設整備方針
基本的な考え方、施設の構成、整備範囲
- キ 今後の事業推進
想定される事業費、リスク分担の考え方、スケジュール
- ク 資料

（４） その他

1) 情報収集等

PPP/PFI 導入可能性調査にあたり必要な類似事例の調査、施設整備に必要な関係諸法規の調査など基本計画策定に必要な各種情報の収集を行う。

2) 外部専門家への意見聴取支援

基本計画策定に際して外部専門家への意見聴取を想定している。打合せ（外部専門家 3 名程度に事前に書類を送り意見を聴取する。）や会議（1 回程度）への出席、助言、資料やデータの提供、会議録の作成等を行う。

2. 打合せ

本業務を適正にかつ円滑に行うため、受託者と振興会は定期的に打合せを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとする。打合せは 2 週間に 1 回程度を想定しているが、必要に応じて開催するものとする。なお、受託者は、打合せ事項について後日確認が取れるよう協議内容、決定事項、出席者等を書面に記録し、相互に確認すること。

III. 業務計画書及び成果品

1. 業務計画書

- （１） 受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成の上、承認を得ること。
- （２） 業務計画書には次の事項を記載すること。

- ア 業務内容
- イ 業務詳細工程
- ウ 業務実施体制及び組織図
- エ 管理技術者、主任担当技術者、担当技術者一覧及び経歴書
- オ 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧表
- カ 打合せ計画

キ その他振興会が必要とする事項

- (3) 業務計画書の記載内容に追加または変更が生じた場合は、速やかに振興会に文書で提出し、承認を受けること。

2. 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下の通りとする。

- ① サウンディング調査報告書 2部
 - ② 事業手法評価報告書 2部
 - ③ 設計と条件案 2部
 - ④ 基本計画案 5部
 - ⑤ 基本計画案概要版 5部
 - ⑥ 会議資料及び議事録 2部
 - ⑦ その他業務で作成した資料、収集データ 2部
 - ⑧ 上記の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD-ROM 等） 2部
- データはPDF 及び作成元ファイルとする。

- (2) 成果品は、振興会と協議の上、業務の進捗に応じて適宜提出するものとする。

- (3) 受託者は、最終成果品の提出後、振興会の検査を受けるものとし、振興会の検査及び必要な修正等が完了したことを確認した時をもって履行完了とする。

【参考】令和10年度以降に予定している業務（ただし今後の検討により変更の可能性がある。）

1. 事業者公募支援

振興会が行う舞台付きレストランの整備・運営事業者の公募に関し、公募条件の整理、公告資料の作成及び選定手続等を支援する業務を想定する。

(1) 公募条件及び仕様条件の整理

基本計画を踏まえた公募条件及び仕様条件の整理

(2) 公告資料の作成支援

募集要項、仕様書、契約書案、評価基準、予定価格算定に必要な条件整理資料その他公募に必要な資料の作成支援

(3) 事業者募集に係る選定手続の支援

選定委員会等の運営支援、ヒアリングの運営支援、提出書類の確認

(4) 事業者募集に係る提案評価の支援

質疑回答案の作成支援、提案内容の確認、評価上の論点及び確認事項の整理

(5) 事業者との契約締結に至るまでの支援

選定結果の確認、契約書作成支援、契約締結の支援

以上